

あゆ美 運営規程

第1条（目的）

この規程は、介護保険法および関係法令に基づき、利用者の心身の状況に応じた適切な居宅介護支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（事業所の概要）

1. 事業所の名称：あゆ美
2. 所在地：島根県出雲市坂浦町 1524
3. 事業の種類：居宅介護支援
4. 管理者氏名：曾田美記代
5. 営業日および営業時間：月～金 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

第3条（従業者の職種、員数、職務内容）

職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の管理・運営全般
主任介護支援専門員	1名	ケアマネジメント業務、他職種との連携

*管理者と主任介護支援専門員を兼務

第4条（運営の方針）

1. 利用者の意思と人格を尊重し、常にその立場に立って支援を行う。
2. 他の介護サービス事業者、医療機関等と密接に連携し、包括的かつ継続的なサービス提供に努める。
3. 関係法令を遵守し、個人情報保護と適正な記録管理を行う。

第5条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

1. 介護認定の申請代行
2. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
3. サービス提供事業所との連絡調整・モニタリング
4. 給付管理票の作成および提出
5. 利用者・家族からの相談対応、支援

第6条（苦情処理）

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者および家族からの苦情に対して迅速・誠実に対応する。

第7条（虐待防止に関する事項）

利用者の虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止の対策を検討する委員会を年1回定期的に開催する。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- （4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

第8条（事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第9条（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第10条（サービス提供地域）

出雲市

第11条（事故発生時の対応）

利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。事故発生時の記録は正確にとり、速やかに市町村に報告書を提出する。事業所の責任による場合は、当事業所が加入している賠償責任保険にて補償をするものとする。

第12条（個人情報の保護）

業務上知り得た利用者及び家族の個人情報については、適切に管理し、第三者に漏らすことなく守秘義務を遵守する。

第13条（職員の研修）

職員は、介護支援専門員としての知識および倫理観を高めるため、年1回以上の研修等に参加し、資質の向上に努める。

第14条（その他）

この規程は、法令改正その他必要があるときに見直しを行う。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。